

## 投票所入場券は

これがないと投票はできません。入場券がない時は、最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせの上、身分を証明するもの（運転免許証・保険証等）を持ってお出かけください。

## 不在者投票は

投票当日、正当な事由によって投票所へ行って投票することができない選挙人のための制度です。そのような方は、入場券又は身分を証明するものと印鑑を持つて、最寄りの選挙管理委員会へお出かけください。告示日から投票日の前日まで、毎日午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日も含む）できます。

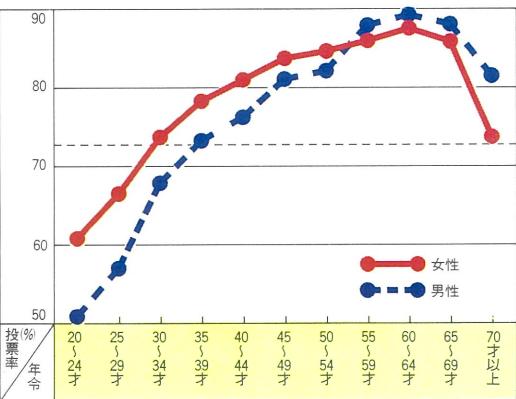
## せつかくの投票が…

せつかく投票された一票も、次のような投票は“無効”となります。

候補者のほかに「必勝」など他のことを記載した場合は無効となります。投票用紙には候補者の名前だけを書いてください。



12件



投票参加求めます！



選挙運動に関して飲食物を提供することは原則としてできません。

選挙の時に有権者が候補者に陣中見舞としてお酒を持っていくことも禁止されています。

選挙事務所に激励に来た人に対してお弁当など飲食物を出すことも禁止されています。

運動員・労務者にはお弁当を出せますが、数量と金額に制限があります。

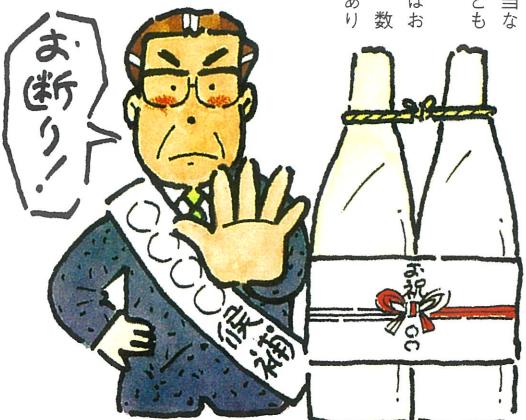
# 県知事・県議会議員選挙

4月7日(日)朝7時～夕6時

(一部の地域は除きます)



## 食物の提供の禁止



# 皆さん

# ご存じですか

政治家の寄附は  
禁止されています。

1、政治家（候補者、候補者となる者）が選挙区内にあ  
る者に対し寄附をすることは、いかなる名儀をもつてするものであっても禁止され  
ております。原則としてすべて罰則の対象とな  
ります。

2、政治家は、選挙区内にある者に対し、答  
札のための自筆によるものを除き、年賀状、  
署中見舞状などの時候のあいさつ状を出す  
ことは禁止されています。

3、政治家や後援会が、選挙区内にある者に  
対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、  
署中見舞状などの時候のあいさつ状を出す  
などにより、有料の広告（いわゆる名刺広  
告など）を出すと処罰されます。

4、後援会が、花輪、供花、香典、祝儀その  
他これらに類するものを出すと処罰されま  
す。

5、有権者が威迫してあるいは政治家を陥れ  
る目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に、寄附を  
要求することも  
禁止されています。

このようなことは禁止されています。



金のかからない  
政治・選挙のために  
寄附禁止のルールを  
守りましょう。



# 福岡県知事・県議会議員選挙

4月7日

まちづくり  
未来をたくす この一票

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会